

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の公正性と透明性を高め、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応できる経営管理体制の維持向上が最も重要な課題と認識しております。また、当社及びグループ企業は、広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体を目指し、CSR(企業の社会的責任)活動推進に関する各種委員会を設置するとともに『山善グループ企業行動憲章』を定め、危機管理・法令順守にとどまらず、社会的信頼に応える企業統治体制を構築しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山善取引先持株会	8,397,082	8.94
東京山善取引先持株会	5,656,700	6.02
DMG森精機株式会社	3,542,700	3.77
株式会社みずほ銀行	3,272,000	3.48
山善社員投資会	3,079,634	3.28
株式会社りそな銀行	3,067,000	3.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,823,900	3.00
名古屋山善取引先持株会	2,340,311	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,652,600	1.76
広島山善取引先持株会	1,346,951	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange; color: white;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: orange; color: white;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange; color: white;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange; color: white;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)																					
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k											
加藤 幸江	弁護士																○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 幸江	○	当社が業務を委嘱する弁護士法人に所属しておりますが、当社が同法人に対して支払う報酬総額が僅少であるため、独立性に疑義が生じるおそれはないと考えております。 なお、(株)日阪製作所の社外取締役及びダイドードリンコ(株)の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間で特別な利害関係はありません。	弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての経験と高い見識に基づき、当社の経営陣から独立した中立な立場から、経営判断が会社内部者の論理に偏らないよう経営全般に関わる指導や助言を頂くことにより、取締役会の意思決定における客観性、経営の健全性及び透明性がより向上すると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

なし

任意の委員会の有無

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、会計監査人から定期的に監査の実施状況などの報告及び説明を受けると共に監査役会からも監査に関する要望を行い、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密に行っております。具体的には、監査の体制、監査計画、監査の状況及び決算懸案事項並びに会社の対処すべき課題などであり、開催の頻度は、各四半期決算ごと及び期末決算等必要に応じて実施しております。当社の内部監査部は、内部統制の有効性と業務の効率性について監査を実施しており、その結果について取締役及び監査役に都度報告する体制を採っております。また、監査体制、監査計画、重要課題など定期的に報告を受けると共に、相互の情報交換を行い連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阪口 誠	弁護士													
津田 佳典	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪口 誠	○	モリテックスチール(株)の社外取締役及び多木化学(株)の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社の間で特別な利害関係はありません。	弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督的役割を担っております。

津田 佳典	○	第一稀元素化学工業(株)の社外監査役を兼任しておりますが、当社と社間で特別な利害関係はありません。	公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において、適宜助言を行っております。
-------	---	---	---

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役の報酬は、業績を勘案した報酬(役員賞与含む)としている為、インセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

事業報告において、取締役及び監査役それぞれについて人数と報酬総額を開示しており、有価証券報告書においては、取締役、監査役及び社外役員の区別にそれぞれについて人数と報酬の種類別額及び報酬総額を開示しております。また、報酬総額が1億円以上の取締役については、有価証券報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬等の額につきましては、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や取締役個人の成果等を加味し決定しております。決定方法につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社は社外取締役をサポートする体制として、社外取締役が取締役会における決議案件や重要な報告事項を十分に理解したうえで、適切な発言や行動ができるよう経営企画部長が担当窓口となり適時適切な情報交換を行い、かつ取締役会における議案や報告事項等について事前に詳細説明をすることにしております。また、社外取締役の職務の実効性を確保する観点から、必要に応じて該当する部門との連携が可能な体制としております。さらに、社外監査役をサポートする体制として、兼務ではありますが、一定の知識・経験を有するスタッフを複数名置き、毎月行われる取締役会開催前に行う監査役会での事前説明及び各監査役が行う業務監査の事前準備、社外監査役への情報伝達を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

◇当社は、経営の基本方針、その他重要事項を決定する取締役会を月1回開催し、原則として全取締役及び監査役が出席しております。また、全取締役と執行役員が出席する月1回の経営会議には社内監査役が出席し、業務執行に係る報告や情報交換等を実施しております。業務執行の個別テーマにつきましては執行役員会にて検討・協議しております。

◇当社の監査役は4名(内、社内監査役2名、社外監査役2名)で監査役会を構成しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要な書類を閲覧し、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

◇内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査部において内部統制の有効性の検証を行っており、人員は5名となっております。なお、監査役会、内部監査部、会計監査人との間で適宜連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めております。

◇当社は、会社法の規定に基づく会計監査人監査、金融商品取引法の規定に基づく財務諸表監査及び内部統制監査並びに四半期レビュー業務に有限責任監査法人トーマツを起用しております。

なお、2015年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

【業務を執行した公認会計士の氏名】

指定有限責任社員	業務執行社員	山田 美樹
指定有限責任社員	業務執行社員	山口 弘志
指定有限責任社員	業務執行社員	高見 勝文

【会計監査業務に係る補助者の構成】

公認会計士・・・7名    その他・・・8名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、業務執行に対する取締役会による監視・監督機能の強化、業務執行責任の明確化をすることで、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。また、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む監査役4名からなる監査役会が取締役の職務執行について監査を行っております。監査役会による監視・監督体制に加えて、取締役会の意思決定における客観性、経営の健全性及び透明性をより向上させることを目的に、2015年6月24日開催の第69回定時株主総会において社外取締役1名を選任しております。

当社は、独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任することで、経営に対する監視・監督機能の客観性及び中立性は十分に確保されていると考えており、取締役会と監査役会を主軸とする現状のコーポレート・ガバナンス体制が最適であると判断しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送日より、5日程度早い発送を実施しております。また、招集通知発送日の5日程度前から当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	最も集中すると予想される日以外の日に開催しております。
その他	総会閉会后、引き続き経営方針・経営計画等の説明会を実施しております

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を、年2回実施することにしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの【株主・投資家情報】に、各種情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報・IR室を、担当部署として設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『山善グループ企業行動憲章』を制定し、その順守につとめております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、生産財と消費財の専門商社でありビジネスを通じて環境への取組みを推進しています。なかでも、環境負荷を低減する「環境優良商品」の販売に力を入れており、各地域で環境展、環境セミナー、環境スクールを実施しております。これらの活動につきましては、当社ホームページに掲載しております。また、コンプライアンス重視の経営を実践するとともに、企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSRへの取組みを推進しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、グローバル化・多様化する経営環境のなかで、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、CSR活動の積極的・継続的な取り組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

◇経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務(責任)を遂行する上で必要な執行権限を定めております。

◇執行役員会及び各種委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

◇会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は圧縮については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール(統制方法)を定めた上で、すべて規程として整備(文書化)し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。

◇CSR活動を推進するため、事務局である経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

◇文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役・監査役が随時閲覧できる体制をとっております。

#### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

◇企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSR活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。

◇法令順守及び企業倫理の徹底について、グループ全体への浸透を自ら率先垂範するとともに、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』に従業員に対する行動規範として位置付け、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。

◇企業内不祥事の発生を抑制するため社内通報窓口(内部告発に関する制度)を設置し、正当な理由に基づく内部告発者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。

◇以上の活動に関し、2.「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

#### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

◇国内及び海外の各関係会社においても、規模に応じつつ、役員派遣に関する事項・権限(山善と各関係会社の権限分配)・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目を踏まえた上で、業務の適正を確保するための体制(仕組み)を構築しております。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

◇監査役の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ(監査役スタッフ)を複数名置いております。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

◇監査役スタッフの人事に関する事項は、監査役会の同意を要するものとしております。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

◇会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を監査役に報告するものとしております。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

◇定期的に代表取締役と監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。

◇監査役会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。

◇監査役が必要と認めた場合、経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を適時か



つ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。

◇法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に常勤監査役への報告及び閲覧を要すものとしております。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

◇財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

◇当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

◇この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。

◇当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりません。今後とも企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は会社情報の開示に際し、その情報の適時・適確性を公正な観点から検証・統制し、当社の社会的責任を情報開示の側面から果たすことに努めております。また、取締役会配下に「情報開示委員会」を設置し、開示する情報内容の品質向上や情報管理の強化を図っております。

### 1. 【法定事実等に関する情報】

◇資本金の減少、株式分割、固定資産の譲渡等々、適時開示規則上、開示対象となる法定事実等に関する事項が、取締役会において決議される場合は、事前に当該開示事案を受け持つ常任委員又は所管部署より委員長に報告（付議）し、情報開示委員会を開催します。

◇付議された開示事案に対し、作成手続きの適正性、情報の安全性、表現の適切性、情報開示手段を検証し、その結果を議事録として文書化した上で、情報開示委員会の補足意見として取締役会に報告します。

◇開示事案が取締役会にて決議されたときは、直ちにその内容の開示を行います。

### 2. 【発生事実等に関する情報】

◇国内外を問わずグループ内の事業所において、災害による損失や重要な取引先の変化などの緊急事態が発生した場合など、適時開示規則上、開示対象に該当する事実または該当する可能性がある事実が発生したときは、各事業所及び各子会社の責任者（危機管理委員会含む）は、遅滞なく当該事案を職務分掌とする常任委員又は所管部署に報告を行うものとし、常任委員又は所管部署は直ちに委員長に報告（付議）し、情報開示委員会を開催します。

◇付議された事案に対し、開示すべき事項であると判断したときは、その結果を議事録として文書化し、開示資料を作成した上で、代表取締役（CEOおよびCOO）に報告し、直ちにその内容の開示を行います。

### 3. 【決算に関する情報】

◇決算に関する情報については、財務経理部を中心に決算書類を作成し、情報開示委員会の検証、会計監査人及び監査役会による監査を受けた後、決算に関する取締役会においてこれを承認し、直ちにその内容の開示を行います。

### 4. 【IR及びその他の情報】

◇投資家の投資判断や市場評価に影響を与える可能性がある情報をいい、法定開示情報を含み、当社の事業内容及び企業特性、戦略など理解促進のための開示情報を指し、情報開示委員会の検証の上、直ちにその内容の開示を行います。

## 内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制について

